東京都市計画地区計画の決定(足立区決定)

都市計画東保木間一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称 東保木間一丁目地区地区計画					
位:	置 ※	足立区東保木間一丁目及び東保木間二丁目各地内			
面 積 ※		約 4. 5ha			
地区計画の目標		本地区は、足立区の北東部にあり、つくばエクスプレス六町駅から北西約1kmに位置し、総合スポーツセンター、都立淵江高等学校に隣接している。一団地の住宅施設により都営住宅のほか、広場・緑地等のオープンスペースが確保されてきた。団地中央を南北に通る区道はコミュニティ道路として整備されるなど、良好な住環境が維持されている。また、足立区都市計画マスタープランにおいて、公共住宅の建替えの際は、地区の特性を踏まえ、周辺と調和した土地利用を誘導するとともに、土地利用の再編などで生み出される創出用地を活用し、地域に貢献する機能を誘導することとしている。こうしたことを踏まえ、老朽化した都営住宅の建替えを適切に誘導し、良質な住宅の供給を行うとともに、建物の集約化により用地を創出することで公共公益施設を整備する。併せて、まとまりのある広場として防災上有効なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間や緑のネットワークを創出することで、さらに良好な住環境を形成し、安全・安心で快適に暮らせる住宅市街地の形成をめざす。			
保全に関する方針区域の整備・開発及び	土地利用の方針	本地区を2地区に区分し、周辺市街地との調和に配慮するとともに、各々の特性に応じた土地利用 1. 住宅地区 良質な住宅を整備するとともに、地域活動の場となり防災上も有効な広場を確保し、緑豊かで長宅市街地の形成を図る。 2. 公共公益施設地区 都営住宅の建替えにより創出された用地を活用し、地域のニーズに合わせた公共公益施設を適けするとともに、地域の憩いの場となる広場を確保する。			
	地区施設の整備 方針	良好な住環境の形成を図り、地域住民の安全性、快適性を高めるため、以下の地区施設を配置する。 1. 区画道路 地区の利便性の向上と地域住民の安全性、快適性の向上を図り、緑のネットワークの形成に資する区画 道路を配置する。 2. 広場 地域の憩いの場となる広場を配置する。また、地域活動の場となり防災上も有効な広場を総合スポーツ センターに面して配置する。			

			3. 歩道状空地 安全で快適な歩行者空間を確保するため、沿道に歩道状空地を配置する。4. 緑地 緑豊かな環境を保つため、既存樹木の保存に努めながら、元渕江公園や総合スポーツセンター公園等の 地域の主要な緑の拠点を結ぶ緑のネットワークの形成に資する緑地を配置する。				
	建築物方針	勿等の整備の	1. 安心で快適な住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2. 良好な住環境の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度及び敷地面積の最低限度の制限を定める。 3. 良好な住環境と景観を保全するため、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。 4. 周辺の街並みや公園との調和、安全性に配慮するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。				
その他当該地区の 整備、開発及び保全 に関する方針 足立区景観条例に基づく「東保木間一丁目地区景観ガイドライン」に沿っ				イン」に沿った	と整備を行う。		
	及び規模地区施設の配置	区画道路	名 称	幅 員	延長	備考	
			区画道路1号 ※	10.0m	約 280m	拡幅	
			区画道路2号 ※	12. 0m	約 105m	拡幅	
			区画道路3号 ※	10. 0m	約 65m	拡幅	
地区整備計画		広場	名 称	面積		備考	
整備			広場1号	約 5,000 m²		拡張	
計画			広場2号	約 500 m²		縮小	
			広場3号	約 150 ㎡		新設	
		その他の公共空地	名 称	幅 員	延長	備考	
			歩道状空地1号	2. 0m	約 190m	既設	
			歩道状空地2号	2. 0m	約 125m	既設	

			歩道状空地 3 号	0.5m		約 100m	新設	
			名 称	面	面 積 m²		備考	
			緑地1号	約 240 ㎡			新設	
			緑地2号	約 320 ㎡			新設	
			緑地 3 号	約 380 ㎡			新設	
			緑地4号	約 210 ㎡			新設	
	地区の 区分	名称	住宅地区	公		共公益施設地区		
		面積	約 4. 3ha				約 0. 2ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※		次に掲げる建築物以外の建築ない。 1. 共同住宅、寄宿舎 2. 集会所 3. 診療所 4. 店舗、飲食店その他これらに数途に供する部分の床面積の合成の(3階以上の部分をその用く) 5. 巡査派出所、公衆電話所その他 6. 消防団詰所、消防団倉庫、防 7. ガバナーステーション、バル 8. 上記各号の建築物に附属する	質するもので、その用 計が 500 ㎡以内のも 途に供するものを除 1これらに類するもの 災倉庫 ブステーション	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 主要用途を店舗、飲食店その他これらの用途にするもの 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		飲食店その他これらの用途に供	
	建築物の 率の最高 ※					5/10		
	建築物の建蔽率の最高限度		4/10				5/10	

	1, 000 m²	500 m²				
度						
壁面の位置の 制限	道路境界線から、壁面の位置(建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置)までの距離の最低限度は計画図3のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1. 建築物の地盤面下の部分 2. 軒の高さが2.3m以下の建築物 3. 巡査派出所、消防団詰所、消防団倉庫の用途に供する建築物					
建築物等の高さの最高限度	1					
建築物等の形 態又は色彩そ の他の意匠の 制限	合いとする。	みと調和し、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色 風致などを考慮するとともに、災害時の安全性を確保 とする。				
垣又は柵の構 造の制限		、生け垣又はフェンスとする。ただし、コンクリート れらに類する構造の部分の高さが 0.6m以下のものに				

※は知事協議事項

備考:「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度は計画図表示のとおり」

理由:都営住宅の建替えを適切に誘導し、良好な住環境を形成し、安全・安心で快適に暮らせる住宅市街地の形成を図るため、一団

地の住宅施設を廃止し、地区計画を決定する。